

2013 MAX WINTER CUP

特別規則書

本大会は、F I Aの国際モータースポーツ競技規則と国際カート競技規則及び、それに準拠した JAF 国内カート競技規則とその付則、並びに ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2013MAX 及び ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2013 に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

- 1 大会名称、開催日、場所及び主催者
 - ① 大会名 2013 MAX WINTER CUP
 - ② 開催日 2013 年 1 月 27 日
 - ③ 開催クラス MAX Cadet・Junior MAX・MAX Masters・MAX Senior
 - ④ 格式 クローズド
 - ⑤ 開催場所 幸田サーキット YRP 桐山
 - ⑥ 主催者 TKR 〒444-0113 愛知県額田郡幸田町大字菱池字地藏堂 3 番地
レーシングサービスコンドウ内 TEL 0564-63-0840 FAX 0564-63-1184
- 2 大会組織委員会及び審査委員会
公式通知にて示す
- 3 大会競技役員
公式通知にて示す
- 4 大会事務局
 - ①事務局所在地 主催者に同じ
 - ②当日の事務局所在地 開催場所に同じ
- 5 競技の種目
 - ①種目 スプリントレース
- 6 公式通知に関する規定
本規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目及び、エントラント、ドライバーに対する指示事項は、公式通知によって表示されます。公示の方法は、開催場所の事務局設置場所に表示致します。
- 7 延期、中止及び変更に関する事項
「JAF カート競技会組織に関する規定」第1章の第6条に基づき、主催者は大会審査委員会の承諾を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止することができます。イベントの全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、全額返還されます。ただし、保険料及び幸田サーキット共済金は返還されません。更に、エントラント及びドライバーは、これによって生じる損失については、主催者に抗議する権利を保有致しません。

第2章 競技会参加に関する事項

- 1 エントリーの資格
 - ① 2013 年有効の S L メンバーズカード又は、JAF 国内カートドライバーライセンス所持している者。
 - ② 参加年齢は、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2013 に順ずる。
- 2 エントリーの受付
 - ① 受付期間は大会開催1ヵ月前より7日前まで。参加申込書に必要事項を記入及び捺印し、エントリーフィー及び保険料と共に主催者へ持参または、郵送すること。郵送の場合は、4日前着まで受付けます。または振込みでも可ですが、エントリー用紙は事前に FAX またはメールで大会事務局まで送る事、その場合エントリーのキャンセルは出来ません。
 - ② エントリー締切後エントリーを受付ける場合もあるが、ペナルティーとして 2,000 円をエントリー代と別に請求致します。
 - ③ 受付場所は大会事務局です。
- 3 エントリーフィー

Junior MAX・MAX Masters・MAX Senior	¥16,000 (ピット登録料1名込み、自動計測器レンタル料込み)
MAX Cadet	¥13,000 (ピット登録料1名込み、自動計測器レンタル料込み)

※ ピット登録は、2名迄で登録料は¥1,000です。

4 エントリーの受理と拒否

- ① 主催者は理由を示す事なくエントリーを拒否する事ができ、かつその行為をもって最終の決定とする。この場合はエントリーフィ及び保険料は、全額返還されます。
- ② エントリーの正式受理後の参加取消した者に対しては、参加料は返還致しません。

5 保険

- ① 保険は国内カート競技規則第11章に基づき、競技参加者（ドライバー、ピット要員等）は、オーガナイザーが付保する保険を含め、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、ピット要員に対しては500万円以上の有効な保険に加入しなければならない。
- ② SLO安全協力会（スポーツ安全保険）に加入する事を推奨する。

6 シャーシ、エンジン及びタイヤの登録

シャーシ : 1台
エンジン : 2基
タイヤ : スリック1セット ・ レイン1セット

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

1 参加車両

- ① 2013年JAF国内カート競技規則並びに車両規定、並びにROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2013MAXに準拠するものとします。
- ② ゼッケンナンバーは、下地が黄色でナンバーは黒色を各自で用意をして頂きます。ゼッケンは、前後左右4ヶ所に分かりやすく装着する事。
- ③ AMB製マイボンダーの使用する方は、エントリー用紙にマイボンダーのナンバーを記載し、ボンダーの管理は、全て参加者が行う事。タイム計測が出来ない場合は、参加者の責任になります。
- ④ 主催者が貸し出した自動計測器（トランスボンダー）を故障、破損などした場合は、その代償を主催者に支払って頂きます。
- ⑤ 車載カメラは主催者に『車載カメラ搭載の許可書』を提出して受理された方のみ、使用を許可する。

第4章 競技に関する事項

1 ドライバーの装備

- ① レーシングスーツは、JAF公認又は、CIK/FIA公認のスーツを義務づけます。
- ② ヘルメットは、JAF国内カート競技規則集のカート競技会参加に関する規定、第3章の第11条の1に準ずる。
- ③ グローブは、手首まで完全に覆うもので皮製の物が望ましい。
- ④ シューズは、足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないもの。
- ⑤ MAX cadet クラスは、プロテクターベスト、ネックガードの装着を義務づける。中学生以上は、装備を推奨する。

2 ドライバーズミーティング

参加者はドライバーズミーティングに参加する事が義務であり、参加しない場合は、ペナルティの対象になります。

3 公式練習

- ① 公式練習は全員参加しなければならない。但し、ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。
- ② 公式練習に参加しなかったドライバーはペナルティの対象になる。
- ③ 公式練習並びにレース中のフォーメーションラップ中に、ヒーティング及び蛇行は全て禁止です。ペナルティの対象になります。

4 レースの方法

- ① 予選2ヒート、プレファイナル、ファイナルとし、ファイナルの結果により最終順位を決定する。
- ② 予選のグリッドは、受付時にくじを引いてもらい、くじ引正順が予選1のグリッド、くじ引逆順が予選2のグリッドになります。
- ③ 参加台数が30台を越えた場合は、グループ分けをする。

- ④ レース成立台数は公式練習時、出走6台以上とする。
- ⑤ その他の方法で行う場合は、公式通知で示す。
- 5 レース周回数
 - ① 公式通知によって示されます。
- 6 スタート
 - ① スタートはローリングスタートとする。
 - ② スタートはバックストレートで行います。
 - ③ スタートをシグナルで行う場合もある。
 - ④ ローリング中、各ドライバーは主催者が定める区間での追い越し、及び割り込みは禁止される。
これに違反した者は、ペナルティーの対象になる。
 - ⑤ ローリング中に停止した場合、全車両が通過するまでは再スタートを試みてはならない。隊列の前から自分のグリットに戻ってはならない。この場合にはドライバーに黒旗が振られ、レースから失格になる。停止することなく、大幅に隊列から遅れたドライバーも同様に隊列の最後尾につき自分のグリットに戻ってはならない。その場合は、該当ドライバーに対して白地に赤色の×印の表示版で示す場合がある。
 - ⑥ ポジションに再度つくため、レースに使用されるコース以外を走行することは禁止する。
 - ⑦ スタートフラッグが振られても、自分のカートがスタートラインを超えるまで、追越し及びはみ出しは禁止する。
- 8 信号旗
「JAF 国内カート競技規則」カート競技運営に関する規則第3章に従う。
- 9 給油
レース中の給油は禁止する。
- 10 レース終了
予選ヒート及び、決勝ヒートの着順1位のドライバーがフィニッシュラインを通過後2分経過した時点で終了となる。
- 11 完走
レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にカートが自力で同ラインを通過して規定周回数の2分の1以上走行した者。
- 12 順位の決定
レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
 - ① チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けたドライバー）
 - ② チェッカーを受けてない完走者（規定周回数の1/2以上を完了したが、チェッカーを受けなかったドライバー）
- 13 車両保管及び再車検
 - ① レース終了後、全車車両保管を行う場合もある。
 - ② 車両保管の時間は、レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われる。
 - ③ 車検長はスタートした全ての車両に対し、検査を行う権限を持ち、車検長より検査の指示があった場合は、ドライバーもしくはそのピットクルーが責任をもって車両の分解及び組立を、行わなければならない。ただし、エンタラント、ドライバー及びピットクルー以外は検査に立ち会うことはできない。
 - ④ 本条項の検査に応じない場合は失格とする。
 - ⑤ 上記条項の違反者に対しては、大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられる。
- 14 ピットおよびパドック内におけるルール
 - ① ピット内及びピット前作業エリアで作業出来るのは、当該クラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーのみとする。
 - ② ピットクルーの行為については、「JAF 国内カート競技規則」競技会参加に関する規則第18条に基づくが、レース中における場合は、ドライバーの直接総括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則の違反で、当該ドライバーに対し黒旗を掲示することがある。
 - ③ ピットにおいて火気及び発火物の使用は禁止する。
 - ④ エンジン暖気の為のエンジン始動は、指定された場所で行う事。

第5章 抗議に関する事項

「JAF 国内カート競技規則」第 13 章に基づき、書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。

1 抗議料

- ① 競技に関する抗議 : 当該ヒートの暫定結果発表後 30 分以内。
- ② 車両に関する抗議 : 自己のカート車検終了 15 分以内。
- ③ 抗議料: 20, 300 円

第6章 成績及び賞典に関する事項

1 成績決定及び賞典

優勝 トロフィー・副賞・賞金¥100,000 (MAX Senior)
賞金¥ 50,000 (Junior MAX、MAX Mastwers)
賞金¥ 30,000 (Cadet MAX)

2 位 トロフィー・副賞・MOJOタイヤ

3 位 トロフィー・副賞・MOJOタイヤ

4 位 トロフィー・副賞

5 位 トロフィー・副賞

※ 各クラス 20 台以下の場合は、賞金が半額になります。

第7章 広告に関する事項

1 広告について

- ① ナンバープレートに広告を表示することは認められない。
- ② 広告については公式車検時に取付けるものとする。
- ③ 主催者は次のものに対して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできない。
 - a 公序良俗に反するもの。
 - b 政治・宗教に関連したもの。

第8章 ペナルティーに関する事項

1 ペナルティーについて

- ① 本大会の違反に対するペナルティーは、競技長によって決定される。
- ② 競技長は状況に応じて、ペナルティーを軽減したり、強化したりすることができる。

第9章 その他の一般事項

1 損害の補償

- ① 参加者は参加車両及び、その付属品ならびにコースの施設、機材、器具（計測器及びケースも含む）に対する損害責任を負うものとする。
- ② エントラント、ドライバー、ピットクルーはコースの所有者、主催者及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了解していなければならない。

2 主催者の権限

- ① 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- ② 大会スポンサーの広告を、参加車両に貼付させることができる。
- ③ やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの氏名登録、または変更について許可することができる。
- ④ 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができる。